

請負事業に係る労働安全

近畿中国森林管理局

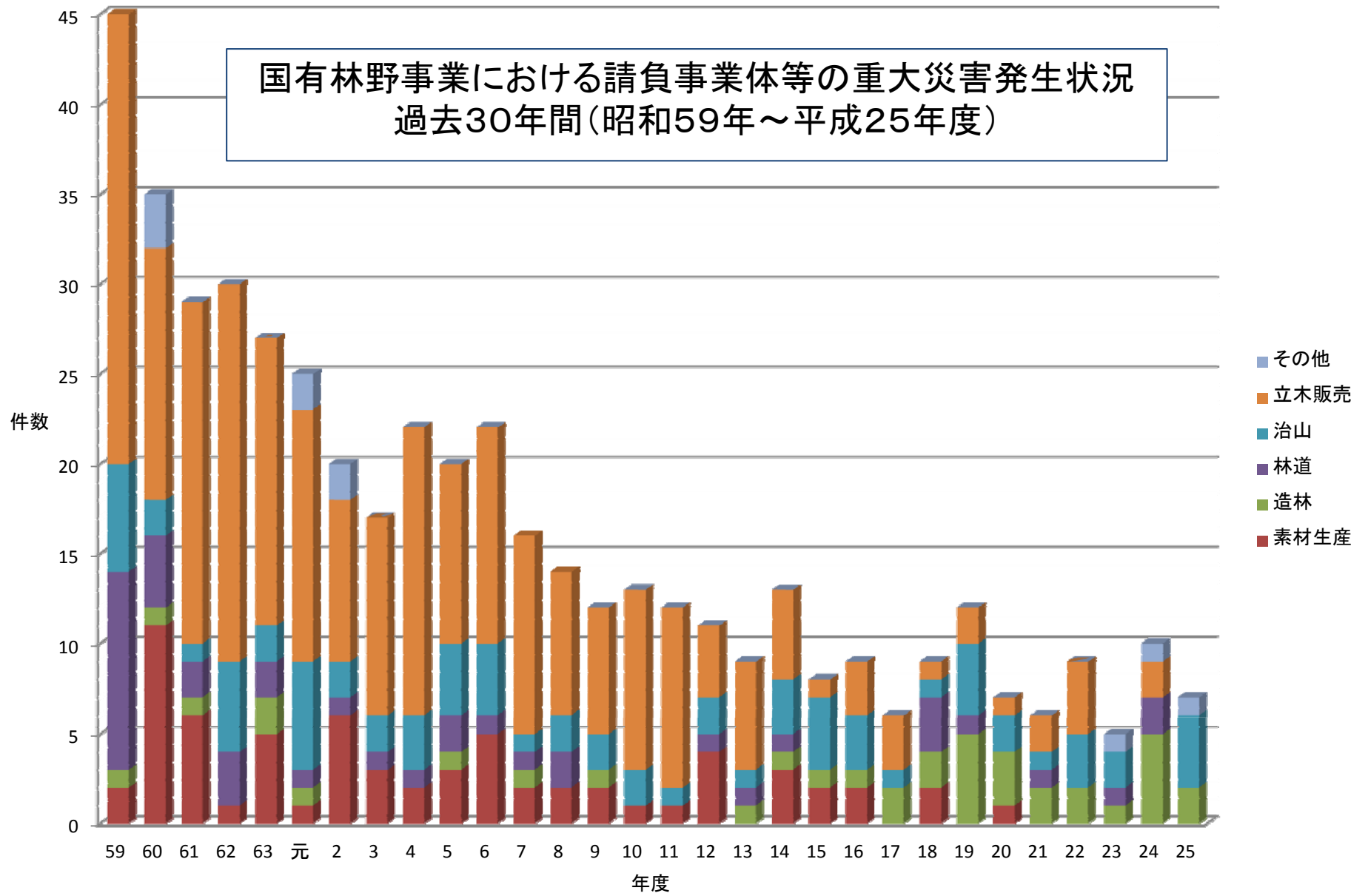
国有林野事業における請負事業者等の重大災害発生状況

年度 事業別	昭和					平成														
	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
素材生産	2	11	6	1	5	1	6	3	2	3	5	2	2	2	1	1	4	0	3	2
造林	1	1	1	0	2	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1
林道	11	4	2	3	2	1	1	1	1	2	1	1	2	0	0	0	1	1	1	0
治山	6	2	1	5	2	6	2	2	3	4	4	1	2	2	2	1	2	1	3	4
立木販売	25	14	19	21	16	14	9	11	16	10	12	11	8	7	10	10	4	6	5	1
その他	0	3	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	45	35	29	30	27	25	20	17	22	20	22	16	14	12	13	12	11	9	13	8

年度 事業別	平成											計
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
素材生産	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	67	
造林	1	2	2	5	3	2	2	1	5	2	37	
林道	0	0	3	1	0	1	0	1	2	0	43	
治山	3	1	1	4	2	1	3	2	0	4	76	
立木販売	3	3	1	2	1	2	4	0	2	0	247	
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	10	
計	9	6	9	12	7	6	9	5	10	7	480	

※ 平成18年度以降の造林の件数には保育間伐活用型等を含む

国有林野事業における請負事業者等の重大災害発生状況
過去30年間(昭和59年～平成25年度)



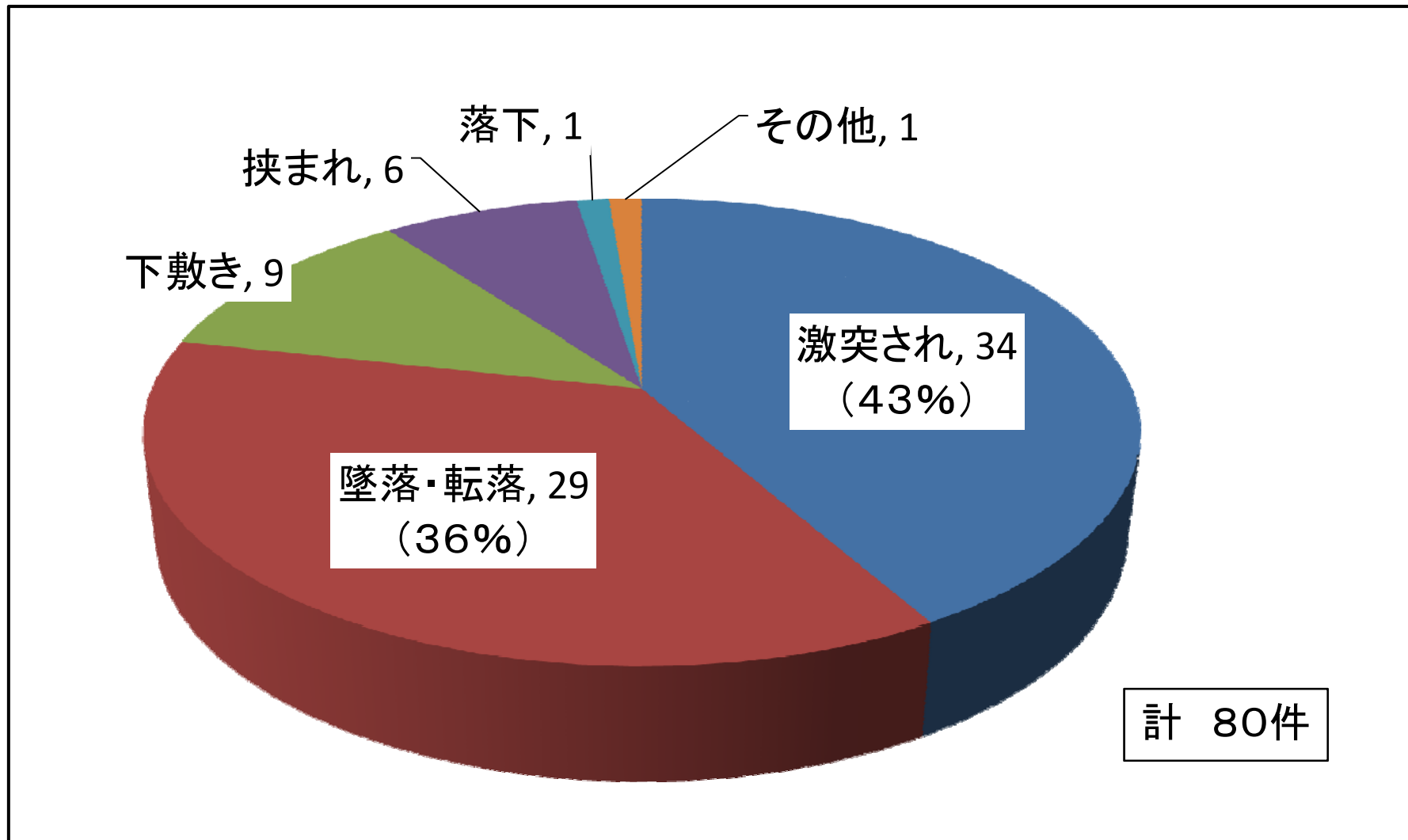
国有林野事業における請負事業者等の重大災害発生状況 【過去10年間における型別重大災害(平成16～25年度)】

事業別		事故の型						合計
		激突 され	転落 墜落	下敷き	挟まれ	落下	その他	
林業 関係	生産	3	1		1			5
	造林	14	5	5	1			25
	その他		1	1				2
	立木販売	12	4		3			19
	計	29	11	6	5			51
工事 関係	林道	2	4		1		1	8
	治山	3	14	3		1		21
	計	5	18	3	1	1	1	29
合計		34	29	9	6	1	1	80

※ 平成18年度以降の造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。

※ 治山事業は保安林改良事業を含む。

国有林野事業における請負事業者等の重大災害発生状況 【過去10年間における型別重大災害(平成16～25年度)】

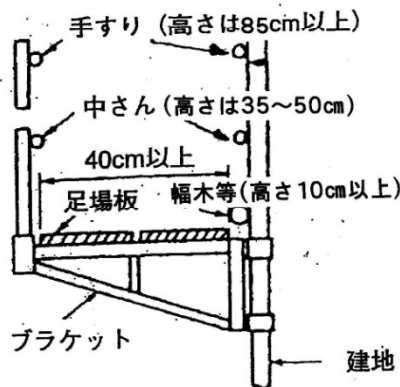


最近の重大災害発生状況から見る安全作業ポイント①

墜落・転落災害の防止！

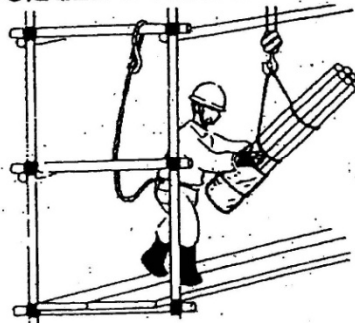
高さ(2m以上)作業では囲い、手すり等を設置するか又は安全帯を確実に装着する。

[ブラケット足場の例]

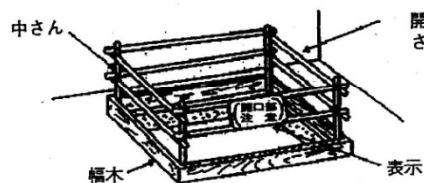


☆ 手すりを取り外して作業を行う場合、安全帯を使用

● 足場上からの材料上げ下ろし作業

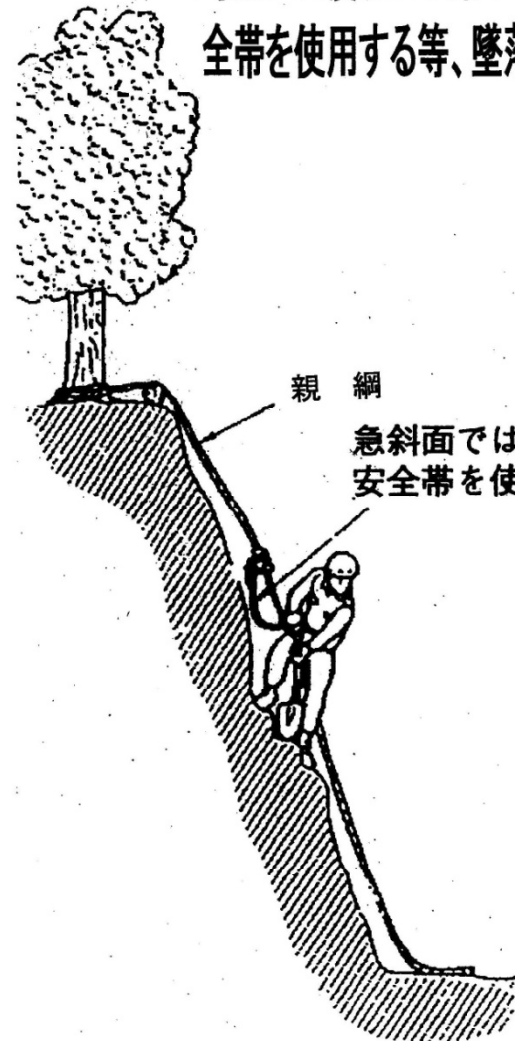


● 囲いの設置等



墜落・転落災害の防止！

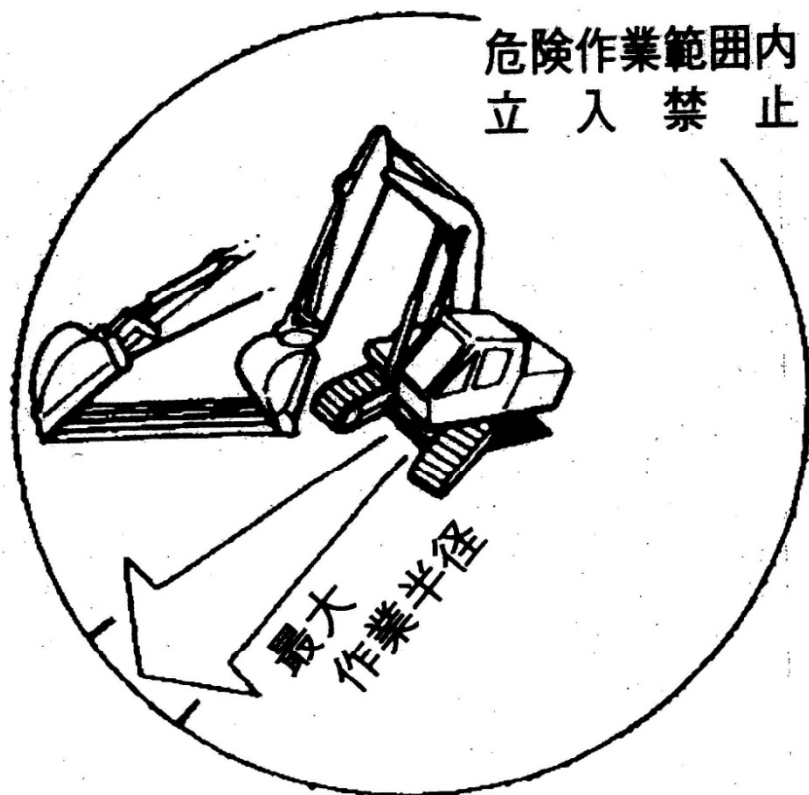
勾配が40度以上の斜面で作業を行う場合、安全帯を使用する等、墜落防止措置をする。



最近の重大災害発生状況から見る安全作業ポイント②

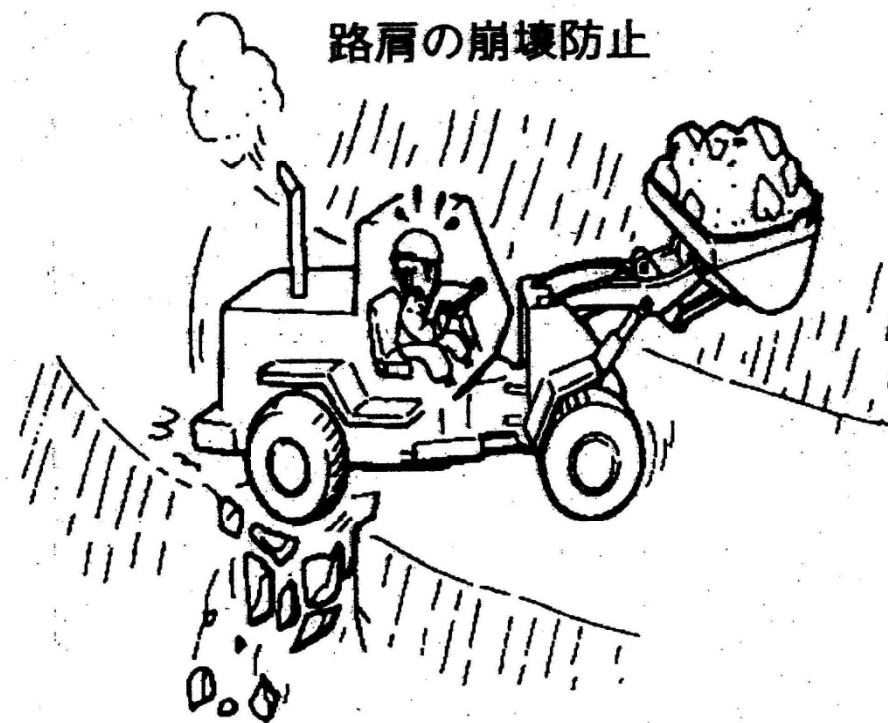
旋回範囲内立入禁止

機械の旋回範囲内に立ち入らない。



路肩の崩壊防止

車両系建設機械の転倒又は転落防止のため、必要な幅員の確保、路肩の崩壊防止の措置を実施する又は必要により誘導者を配置する。



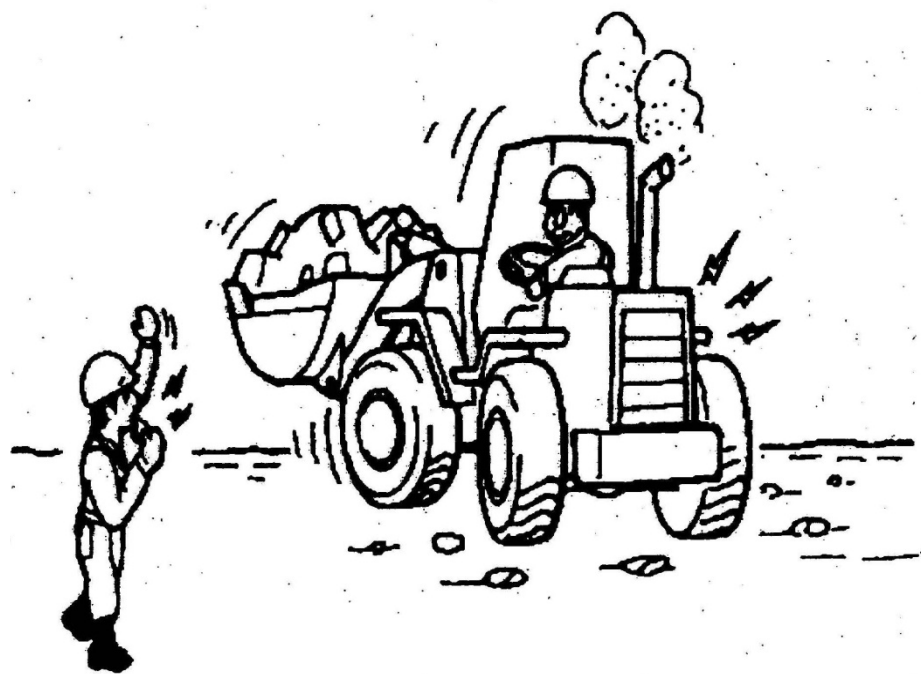
最近の重大災害発生状況から見る安全作業ポイント③

誘導者の配置

車両系建設機械の転倒又は転落防止のため、必要な幅員の確保、路肩の崩壊防止の措置を実施する又は必要により誘導者を配置する。

足元に注意!

足元の滑り、つまずき、浮き石などに注意



誘導者



最近の重大災害発生状況から見る安全作業ポイント④

現場内点検を確実に

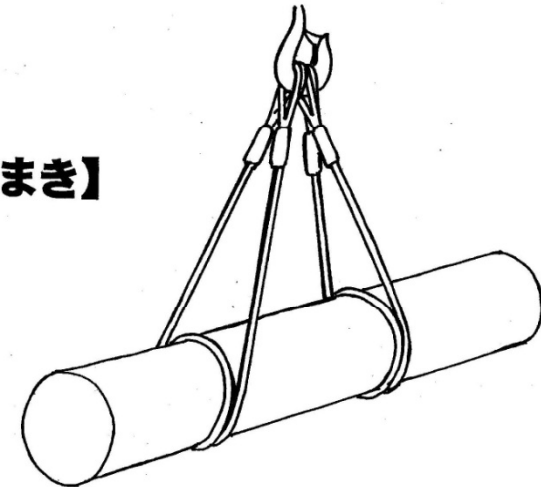
作業前の現場内点検を確実に行う。



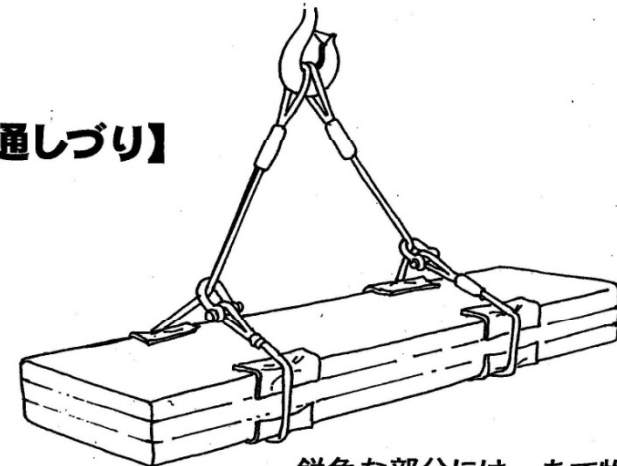
荷掛に注意!

つり荷の種類に応じて確実な玉掛を行うこと

【あだまき】



【目通しづり】

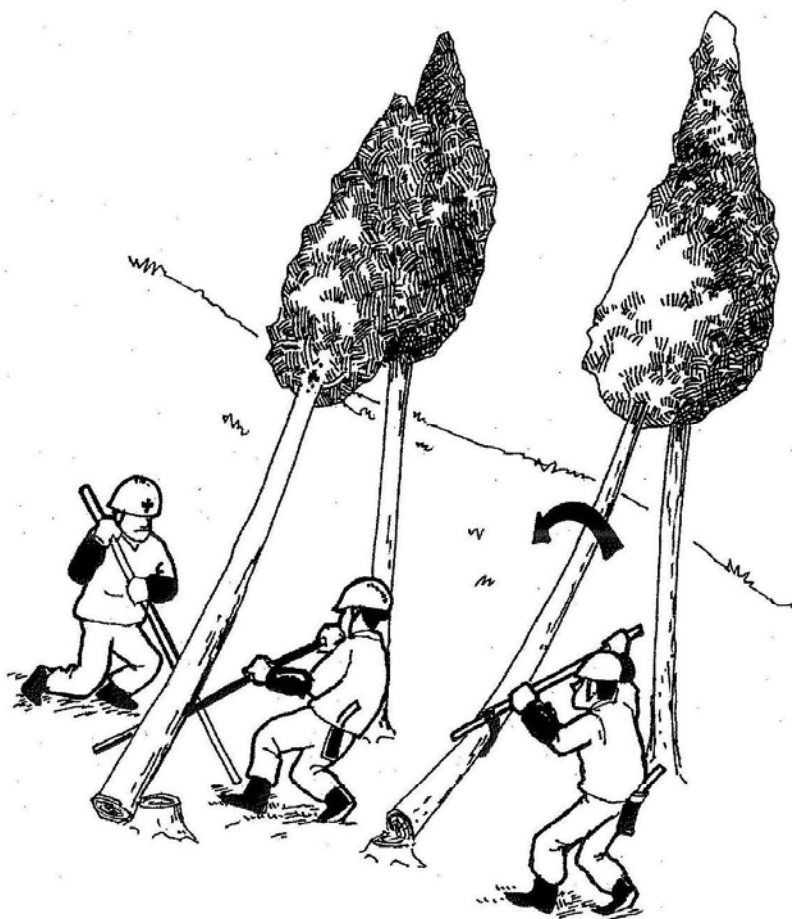


鋭角な部分には、あて物をする。

最近の重大災害発生状況から見る安全作業ポイント⑤

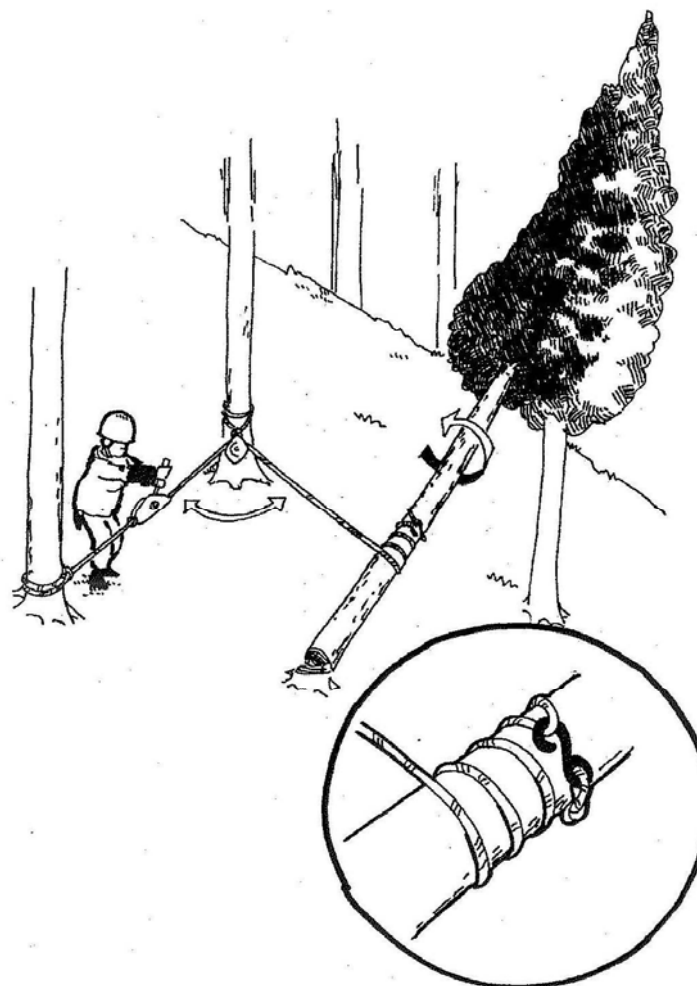
かかり木は適切な処理を！

小径木は、棒やフェリングレバー等を使って樹幹を回したり外してしてください。



かかり木は適切な処理を！

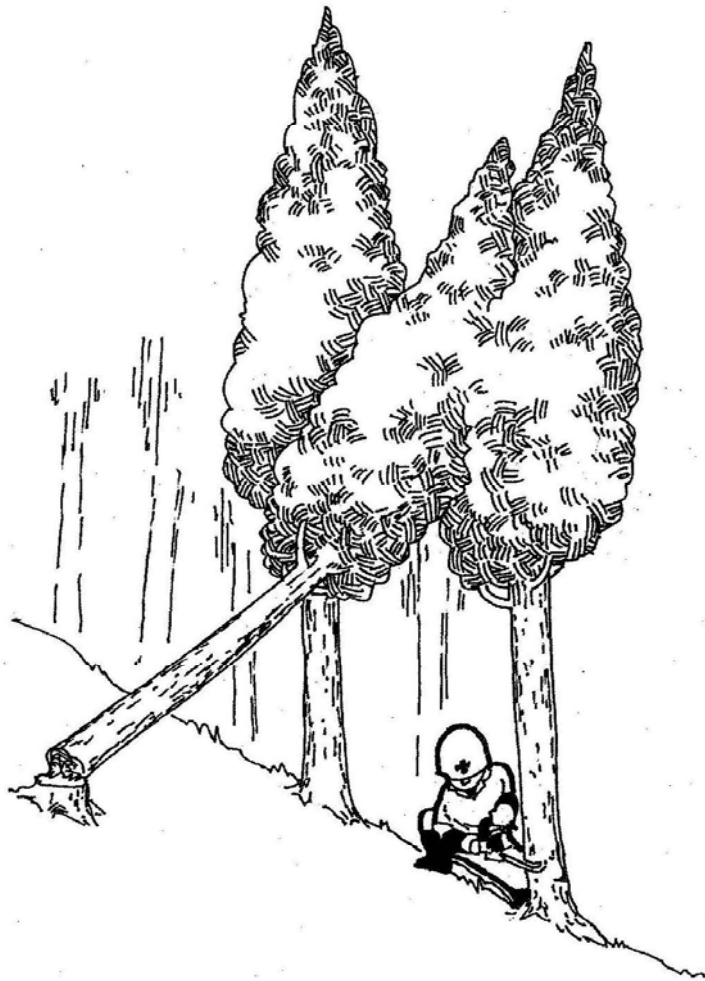
中大径木は、牽引具等を使用し、安全で確実な方法を選択してください。



最近の重大災害発生状況から見る安全作業ポイント⑥

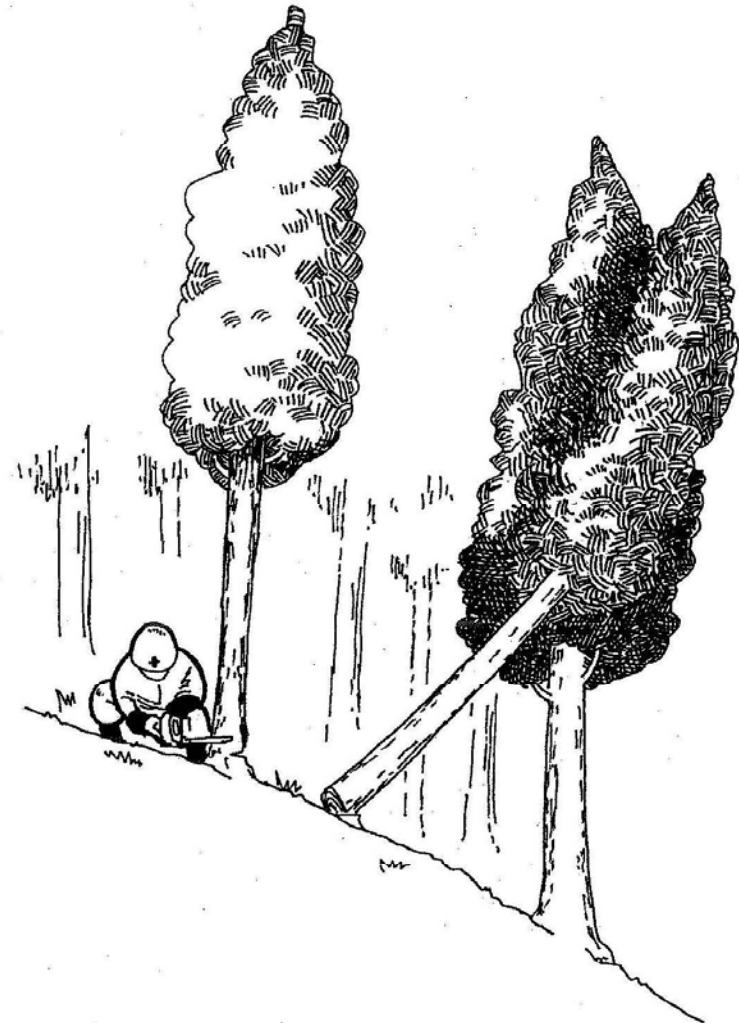
かかられている木の伐倒(禁止)

かかり木は、いつ落ちてくるかわからず大変危険です。



浴びせ倒し(禁止)

伐倒木が予期しない方向に跳ねたり、二重のかかり木になるなど大変危険です。



最近の重大災害発生状況から見る安全作業ポイント⑦

元玉切り(禁止)

伏倒木が予期しない方向に跳ねたり、二重のかかり木になるなど大変危険です。



かかっている木の枝きり(禁止)

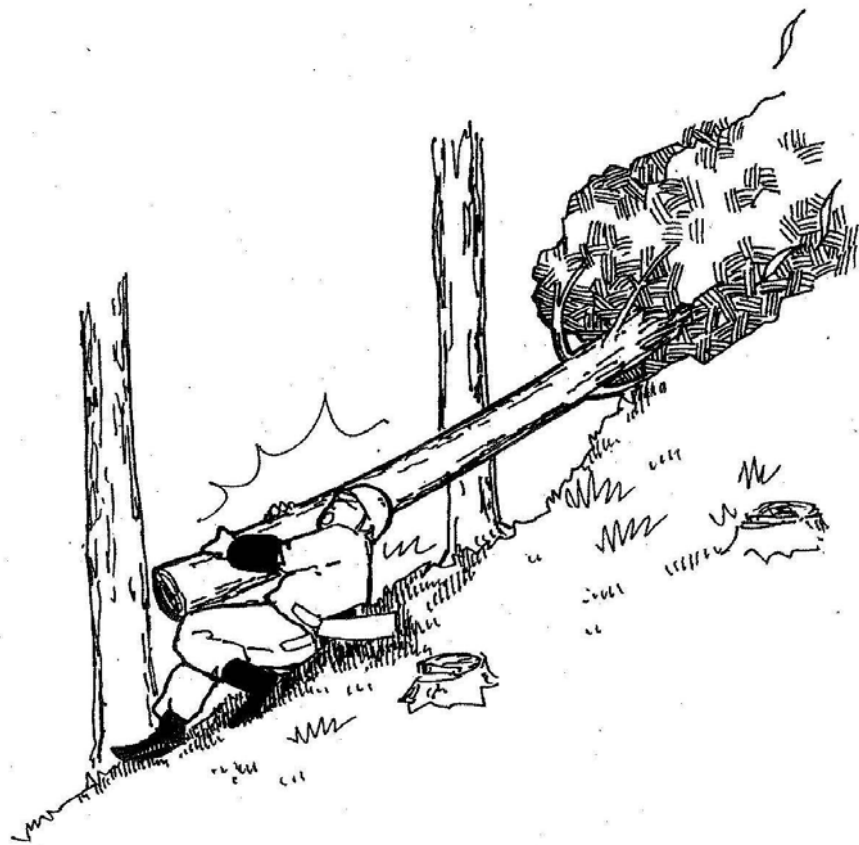
かかり木が外れるときに、作業者が転落することがあり大変危険です。



最近の重大災害発生状況から見る安全作業ポイント⑧

肩で担う(禁止)

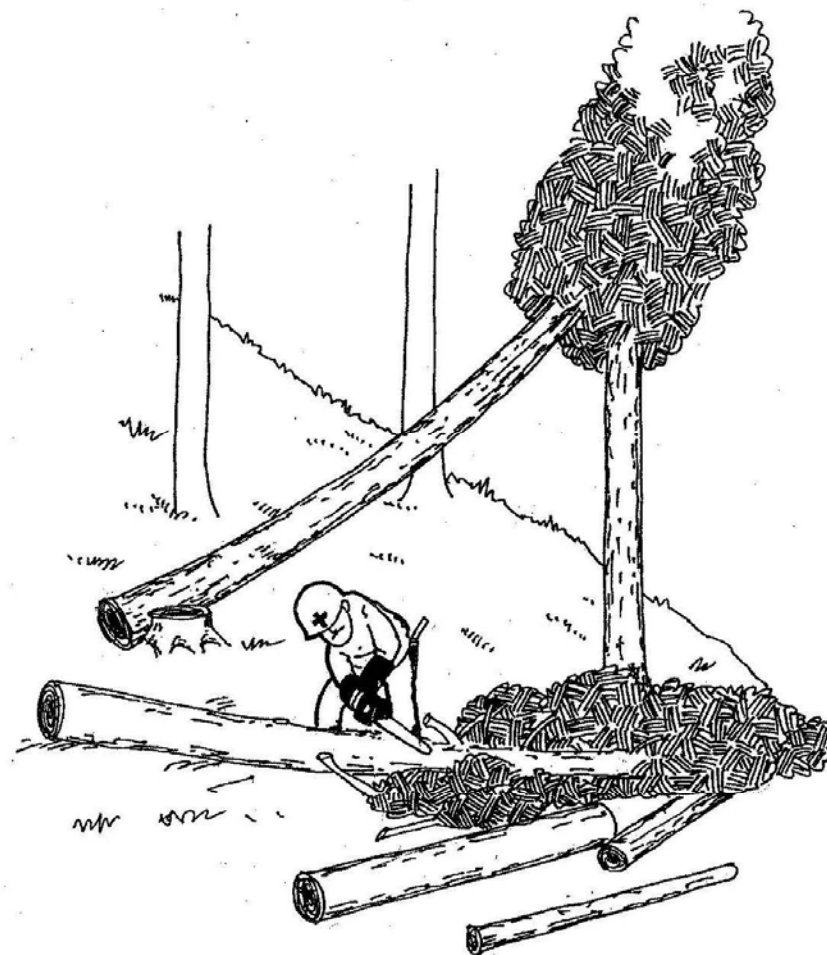
かかり木を肩で担うと、木の重量が作業者にかかり、外れた木が滑落して転倒したりして危険です。



かかり木の放置(禁止)

放置したかかり木の下で作業している作業者の上に落下する危険があります。

かかり木から離れるときは、他の作業者が近づかないよう表示してください。



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
25-1	関東	伊豆	治山		H25.8.16	男	69	簡易フレーム 法枠組立作業

【災害の概要】

当日、被災者は、8時30分頃から同僚6名と林道上部の法面で法枠組立作業を開始した。

10時00分頃、同僚A(現場責任者)が、不足した物品を調達するため町内の商店に向かった後、被災者及び同僚5名は、引き続き法枠組立作業を行った。

11時30分頃、林道から高さ20mの地点で作業をしていた被災者は、バランスを崩し20m下方の林道に転落し被災した。このとき、被災者が装着していた**接続金具(親綱のロープチャックと安全帯のフック①)**は、**何らかの原因で外れていたものと推測**される。なお、被災者から約7m左下方で被災者と同種の作業を行っていた同僚Bは被災者が作業している方向から声がしたので振向くと、後ろ向きに尻餅をつくように倒れ、林道に転落する被災者を目撃した。

同僚5名はただちに林道まで降り、倒れている被災者のもとへ向かった。同僚Bは、被災者が微かに呼吸をしていること、意識がないことを確認し、11時45分に同僚Aに災害発生と救急車の派遣を要請した。

12時30分頃に到着した救急隊員が被災者の死亡を確認し、無線で消防本部へ警察署に死亡事故の発生を連絡するよう依頼した。

13時55分頃、警察署が現場の状況等の確認を行ったが、被災者の安全帯の装着状況、親綱との接続金具について異常は見られなかった。

【災害の原因・留意事項】

安全帯のフックと親綱のロープチャックが、何らかの原因で外れたこと。



25-1

災害現場概況図



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
25-2	九州	宮崎北部	治山		H25.9.6	男	61	モルタル 吹付作業

【災害の概要】

当日、被災者は、モルタル吹付作業に従事していた。

作業配置は、プラント4名、モルタル吹付2名(同僚A,B)、吹付後の水抜き清掃1名(被災者)。

被災者は9時15分頃、近くで吹付作業をしていた同僚Bから岩に絡んだ親綱②を外すよう頼まれたため、親綱①を使い横移動用ワイヤーの位置まで移動し、外した安全帯のロリップ(墜落防止保護具)を親綱①に残したままワイヤーづたいに親綱②へ移動していた時、何らかの原因で足を滑らせ、傾斜約50度、高さ約70mを滑落し受災したものである。

プラントから滑落を目撃した同僚は、近くにいた同僚達に直ちに救出に向かうよう指示するとともに現場事務所にいた現場代理人に災害発生を連絡した。連絡を受けた現場代理人は携帯電話で救急車の要請を行うとともに会社へ災害発生を連絡を入れた。

9時30分頃被災現場から救出した被災者を車に乗せ現地を出発し、合流した救急車に被災者に乗せ替え、10時00分頃ヘリポートに到着した。

10時30分頃、到着したヘリコプターに被災者に乗せ宮崎医科大学病院へ向かった。

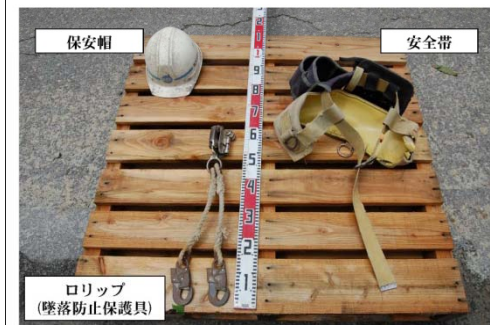
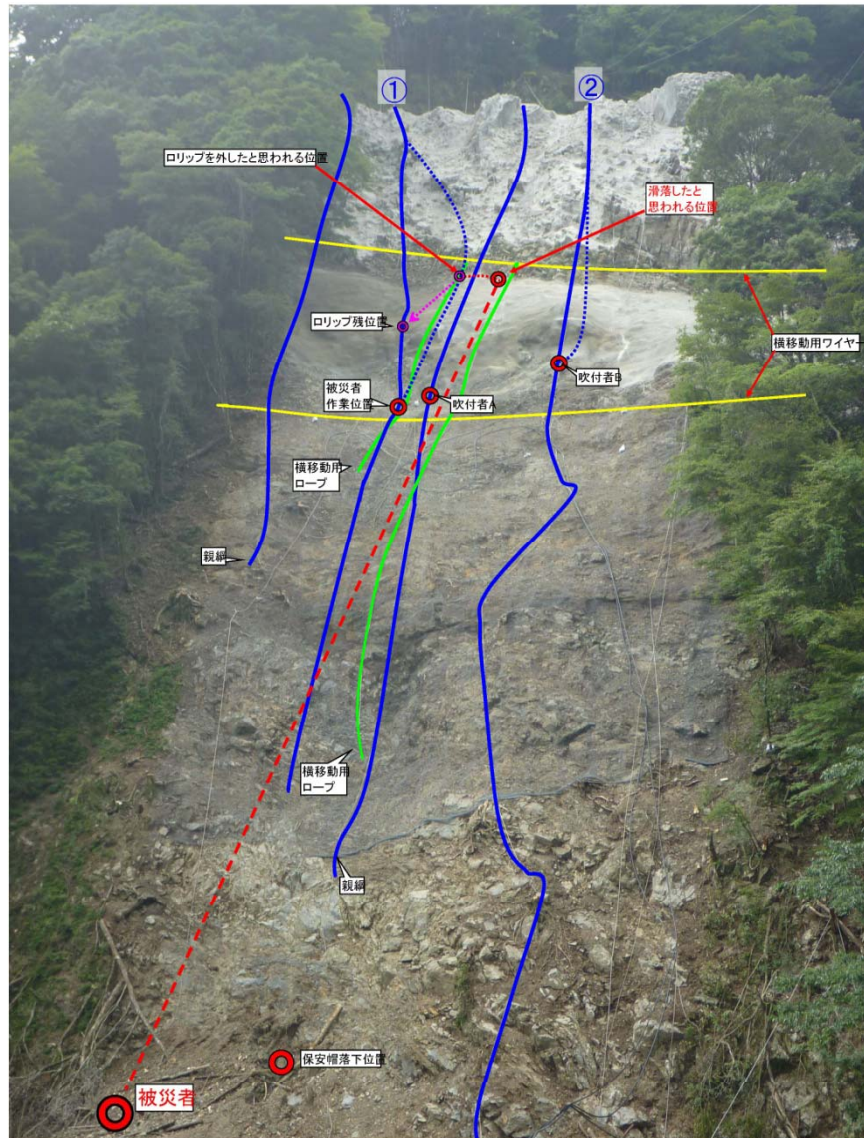
11時00分頃、病院へ到着し救急処置を行ったが、11時35分頃医師により死亡が確認された。

【災害の原因・留意事項】

作業現地で移動する際、 滑落防止保護具を外したまま移動したこと。

25-2

被災地現況写真



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
25-外1	四国	嶺北	林道	専用道 新設	H25.6.29	男	58	切土作業

【災害の概要】

被災者は、6月29日、林業専用道新設工事の切土作業に従事していた。

午前中、被災者はブレーカーによる掘削後、バックホウに乗り換え掘削した土石の整理を行っていた。現場代理人は、切土作業の進行状況を確認しつつ、被災者の運転するバックホウが転落しないよう監視・誘導を行った。

昼食後、被災者は再びブレーカーで掘削を行い、現場代理人は残土処理場で残土の整理をした後、14時00分頃に再び切土作業箇所へ戻り、被災者の運転するブレーカーの監視・誘導を行った。

15時00分頃、現場代理人は切土作業箇所を離れ、そのまま16時30分頃下山した。

(被災者は、その後も引き続き切土作業に従事したと思われる。)

6月30日8時00分頃、現場代理人は工事現場に到着し、バックホウが見当たらないことを不審に思い、前日の切土作業箇所に向かったところ、前日の作業箇所下方へ転落しているバックホウを見つけ、切土作業箇所から約47m下方でエンジンがかかったままのバックホウの傍らに倒れている被災者を発見した。

8時30分頃、現場代理人は会社へ連絡するとともに、消防署へ被災者救出を要請した。

10時15分頃、救助隊員が到着し、人力での救助は危険と判断し、防災ヘリの出動を要請した。11時52分、現地に到着した防災ヘリが被災者を救出し、その後警察署での検視を行い病院へ搬送し、17時00分に医師の死体検案結果が示され、前日の18時頃に脳挫傷により死亡と診断された。

現地状況から、現場代理人が切土作業箇所から離れた後、被災者はブレーカで掘削した土石を整理するためバックホウに乗り換え土石の整理をしている時、切土作業箇所の**仮設道の路肩が何らかの原因で崩壊したことにより、バックホウとともに転落**、被災したものと推定される。

〈本件は、被災者が下請会社の事業主であるため、労働安全衛生法上の労働災害には該当しない。〉

【災害の原因・留意事項】 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、事前に路肩・法面等の状況を確認し、必要な安全対策を講じること。車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に機械を誘導させること。

番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
25-3	中部	木曾	治山		H25.11.16	男	72	索道支障木 伐倒作業

【災害の概要】

当日、被災者は、9時頃から索道支障木の伐倒作業に従事するため、同僚3名とともに作業に着手し、10時頃に休憩を取った。その後同僚Aは被災者に伐倒する立木を指示したのち、同僚B,Cとともに崩壊地の上部へ移動した。

11時00分頃同僚Aが被災者の作業状況を確認するために降りてきたところ、伐倒中に裂け上がって倒れたと思われる立木A(ミズメ、胸高直径20cm、樹高21m、谷側に20° 傾斜)の根元から下方約3.0m地点に仰向けに倒れている被災者を発見し、社長へ携帯電話で災害発生の連絡を入れた。

11時08分社長は木曾広域消防本部へ救助を要請

11時50分頃救急隊員と社長が現地に到着

12時00分頃被災現場に長野県消防防災ヘリが到着

12時10分頃被災者をヘリに収容し木曾町の長野県立木曾病院に向う

12時47分医師が死亡を確認

現地の状況から、被災者は立木Aを伐倒するため、受け口を作った後、追い口切りを始めたところ、**立木Aが裂け上がり、何らかの状態です立木Aに腰部を打たれ受災したものと推定される。**

【災害の原因・留意事項】

- ・ 伐倒にあたっては、樹形、隣接木、地形、重心等を考慮し、作業に従事すること。
- ・ 伐倒の際に退避する場所をあらかじめ選定し、確実に退避すること。
- ・ 「受け口」「追い口」は正確・丁寧に作ること。
- ・ 裂けやすい木を伐倒する場合は、ワイヤロープ等で裂け止めの措置を講じたうえで伐倒作業を行うこと。
- ・ 伐倒木がかかり木となった場合は、けん引具(チルホール等)を使用するなど、安全で確実な方法を選択し処理すること。

25-3

災害発生箇所現況写真(詳細) (長野県木曾郡南木曾町 賤母国有林704林班い小班)

① 全景



② 被災者発見時状況



③ 立木Aの状況(裂けた状況)



谷側から



山側から

④ 受口・追口の状況



横から



谷側から

番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
25-4	中部	南信	治山		H25.11.26	男	54	型枠出来形 写真撮影

【災害の概要】

当日、被災者(現場代理人)は自社社員1名(A)及び下請会社従業員4名(B,C,D,E)と、コンクリート谷止工の型枠組み立て作業に従事していた。

15時50分頃、その日の作業が終了したことから、下請会社従業員(C,D,E)は下山し、残った被災者と自社社員(A)及び下請会社従業員(B)は引き続き簡易な片付け作業に従事していた。

16時00分頃、被災者は型枠出来形の写真撮影(谷止工の最下段部)の準備をしていたところ、突然、右岸袖部の上部から**土砂が何らかの原因で崩落**し、その下敷きとなった。

16時10分頃、自社社員(A)は会社へ無線により災害発生連絡を行うとともに、会社から消防署へ救助を要請した。

16時35分頃、災害発生の第一報が署へ報告された。

17時00分頃、レスキュー隊が災害現場に到着した。

23時50分頃、被災者を土砂の下から収容した。

【災害の原因・留意事項】

- ・ 事業者は、作業の安全に留意した適切な現場管理を行うとともに、急激な天候の悪化等に応じ作業を中断するなど、臨機に対処できる準備を整えておくこと。

- ・ 作業開始前は、作業箇所及び周辺の地山の状態を点検し、危険区域がある場合は立入禁止等の危険防止措置を講じること。

特に、大雨・地震等の後は、浮石、亀裂の有無や湧水など、状況の変化を入念に点検すること。

25-4

災害発生箇所現況写真(発生前)

(長野県伊那市黒河内国有林234い林小班)



災害発生箇所現況写真(発生後)

(長野県伊那市黒河内国有林234い林小班)



番号	局	署等	事業	種類	発 生 年月日	性別	年齢	従事作業
26-1	中部	北信	林道		H26.7.14	男	48	林道 補修作業

【災害の概要】

当日、被災者は、林道補修を行うため、元請社員Aと林道入口ゲート前に9時30分頃に集合し、ミーティングを行った後、10時00分頃から被災者はバックホウ(0.45m³)を、元請社員Aは軽トラックを運転して補修作業に着手した。

14時50分頃、林道起点から4.3km付近まで来たところ、ブナの倒木(元口径90cm、長さ約21m)が長さ16m付近で折れて、路肩付近に突き刺さるようにして倒れているのを発見した。被災者はブナ倒木を除去するため、バックホウのバケットでブナの倒木を持ち上げるようにして、林道の谷側に約6m移動させた後、元口付近にバケットを当てて更に移動させようとバックホウの位置を変えていた。

15時05分頃、元請社員Aが写真撮影の準備のため目をはなした時、ザザーッという音で後ろを振り向くと、バックホウが林道下に落ちて行くところであった。元請社員Aは、直ちに救助を求めるため約4.7km離れたカヤの平自然休養林管理棟まで急行し、15時18分岳北消防署へ救急車を要請するとともに、(有)新栄テックの事務所に災害発生を伝えた。

16時15分頃、連絡を受けた岳北消防署の救急隊員が現地に駆け付けたところ、被災者は林道下約40m付近で頭を上方に向けて倒れていた。(この時点で被災者は心肺停止状態であった。なお、バックホウは約47m転落した。)

17時23分、被災者を林道上に引き上げ、飯山警察署員によって死亡が確認された。

現場の状況から、被災者はブナの倒木をさらに谷側に移動させようとバックホウで作業をしていたところ、何らかの原因で路肩が崩れたかキャタピラが路肩から外れたために、**バックホウとともに転落**したものと推測される。

【災害の原因・留意事項】

- ・車両系機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業場所の地形、地盤の状態等を調査したうえで作業に着手すること。
- ・車両系機械の転倒又は転落による危険が生ずる恐れのあるときは、誘導者を配置し、運転者は誘導者の誘導に従うこと。

26-1

